

尾 総 総 第 1 0 号
平成24年4月3日

尾道市公立大学法人評価委員会
委員長 堂 本 時 夫 様

尾道市長 平 谷 祐 宏

公立大学法人尾道市立大学中期計画に対する意見について

公立大学法人尾道市立大学から認可申請があった中期計画について、
地方独立行政法人法第26条第3項の規定に基づき意見を求めます。

尾 大 企 第 8 号
平成24年4月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

公立大学法人尾道市立大学
理事長 足 立 英 之

公立大学法人尾道市立大学中期計画の認可について

このことについて、地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、
別紙のとおり中期計画を作成したので、認可を申請します。

公立大学法人尾道市立大学中期計画

目次

- 第1 理念
- 第2 目標
- 第3 中期目標の期間
- 第4 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第5 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第6 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第7 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第8 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
- 第10 予算、収支計画及び資金計画
- 第11 短期借入金の限度額
- 第12 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第13 剰余金の使途
- 第14 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項

第1 理念

<「知と美」の探究と創造>

尾道市は、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げるなかで、美しい風光を背にすぐれた芸術文化を生み出し継承してきた。このような尾道の地の特性を生かして設立された尾道市立大学は、経済情報学部と芸術文化学部の2学部をもち、芸術文化学部には日本文学科と美術学科の2学科をおく公立大学である。尾道市立大学は、このような学部・学科構成の特徴を生かしつつ、人と情報が集まって「知と美」を探究する場、そのなかで新たな「知と美」を創造しその成果を社会に発信する場、そして学問と人間的触れ合いを通じて有為な人材を育成する場となることによって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献する。

第2 目標

＜教育：培う尾道市立大学＞

尾道市立大学は、専門分野における確かな知識と能力、そして豊かな教養と広い視野をもち、地域社会及び国際社会に貢献し得る人材を育成する。このため、本学の特色である少人数教育の利点を生かしつつ、「教学半」（教うるは学ぶの半ば）の精神のもと、教員と学生が人間的触れ合いのなかで共に学び、「知と美」に対する強い好奇心と探究心、しっかりした基礎学力と高い専門能力、そして豊かな人間性を培う教育を実践する。

＜研究：拓く尾道市立大学＞

尾道市立大学は、実り豊かな教育には不断の研究とそれによって培われた基盤が必要であるとの考え方に基づいて、新しい「知と美」の地平を切り拓く創造的な研究を目指す。このため、すべての構成員が対等の立場で相互に協調し啓発し合い、異分野間の協働及び外部組織との連携を積極的に進めながら、「知と美」の創造へ向けた学術研究を実践する。

＜社会貢献：活かす尾道市立大学＞

尾道市立大学は、教育と研究を通して培い拓いた「知と美」の成果を絶えず外部に発信することによって、それらが社会に活かされることを目指し、社会からの信頼と期待に応えていく。このため、地域社会との連携を図りつつ、世界的視野をもって教育研究に取り組み、有為な人材を社会に送り出すとともに独創的な研究成果を国内外に向けて発信する。また、国際交流や留学生教育などにより、大学の国際化を積極的に推進する。

第3 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間とする。

第4 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 質の高い教育課程の編成

- ① 将来のキャリアを見据えた一貫性のある教育課程を編成するため、経済情報学部では、経済・経営・情報の3コース制の導入を検討し、平成25年度を目途に実施する。
- ② 専門教育に必要とされる基礎学力を確かなものとするため、各学科において、リメディアル科目・導入科目を個別・具体的に定め、既存科目の内容変更または新たな科目の導入を検討し、時間割編成及び実施方法の検討を経て、実施する。

- ③ 教養教育と学部専門教育との密接な連携に配慮し、各学部・学科が定期的に教養教育課程に対する意見を提示し、それをうけて科目の新規追加、統廃合を全体的に検討するための専門部会を教育研究審議会のもとに設置する。この専門部会での検討結果をうけ、教務委員会及び教養教育委員会で実施方法の検討を行い、実施する。
- ④ 教育職員免許状、学芸員資格の課程を堅持するため、制度改正に伴う関係科目の適切な対応を図るとともに、当該課程の充実、実効性向上のため、常に教育内容の見直しを行う。
- ⑤ 専門教育課程においてもカリキュラムの見直しを不断に行う。

(2) 幅広い視野と豊かな人間性をもち、国際的に通用する人材の育成

- ① 国際理解やコミュニケーションの手段としての実践的語学力を高めるため、「TOEIC」及び「海外語学実践」による単位認定者数を増加させる。
- ② 国際交流センターによる留学ガイダンス等を通じて、留学のための情報を提供する。
- ③ 附属図書館が中心となり、多様な語学学習教材・プログラムに関する情報の提供を積極的に行う。また、学生の自主的な読書活動・学習活動を促し、支援する。
- ④ 語学学習に対する学生のモチベーションを向上させるとともに、国際理解を深めコミュニケーション能力を身につけさせるため、海外語学研修派遣制度や語学教育のいっそうの充実を図る。
- ⑤ 基礎演習の内容の共通化を図り、そのなかで読書を促す方策を検討し、実施する。
- ⑥ 本学を構成する学問・芸術分野の一端に多数の学生が触れることができるような教養科目の設定を検討し、実施する。

(3) 専門的知識と能力を身につけ、社会に貢献できる人材の育成

- ① 基礎学力を確かなものにするため、語学等、習熟度別クラス編成が教育効果を高めると判断される科目について、その導入を検討し、実施可能なものから実施する。
- ② 習得すべき専門知識や能力について、学生がより具体的にイメージを思い描けるよう、各学部・学科・コースのディプロマ・ポリシーを具体化させ、学生に周知する。
- ③ インターンシップや各学科における専門的職業人養成のためのプログラムを検討し、充実を図る。
- ④ 学生個々人が適性を活かして研究・学習を深められるような個別の指導体制を整える。
- ⑤ 教員採用試験の合格実績を伸ばす指導体制を整える。

- ⑥ 学生の視野を広げ、勉学及び課外活動を活発にするため、他大学との学生間交流の促進について検討する。
- ⑦ さまざまな人たちの考え方や見方に触れさせるため、外部講師招聘等をより活発に行う。

(4) 学習効果向上のための環境整備

- ① 教育の目的に照らして、講義、演習、実習等を適切に組み合わせるとともに、きめ細かな少人数指導を可能にする体制と、多様なメディアや情報機器が活用できる学習環境とを整える。
- ② 学内ポータルサイト設置をはじめとする全学情報化を進展させる。これにより、学生の学習形態の多様化と、自学自習活動の促進を図り、教育支援体制を強化する。
- ③ 大学が示すカリキュラムをベースに、学生自身が学習目標・到達目標を設定し、学習計画をたて、その到達度を評価するシステムを検討する。
- ④ 学生が自身の学習状況を客観的に把握し、より効果的な自主学習や予習・復習につなげていけるよう、各学部・学科でその特性に応じた学習支援システムを検討し、導入する。
- ⑤ 各学部の特性に応じ、かつ客観性のある成績評価のために、経済情報学部ではGPA制の活用を進め、芸術文化学部ではポートフォリオと成績に基づく面接等をいっそう充実させる。それにより厳密な成績評価につなげるとともに、学習効果の向上を図る。
- ⑥ 仮設のまま運用されている美術学科工房設備について、優先順位を定め、計画的に整備を進める。
- ⑦ 知的資源（図書、ITメディア他）のより効率的な整備、充実を企図して、リポジトリの充足、資料の電子化等について検討を行う。

(5) 教育力の向上

- ① ファカルティ・ディベロップメント活動の情報収集と実験的実践の検討を行い、実効性のある形で実施する。
- ② 学生による授業評価アンケートの結果を授業内容、教材及び授業技術の向上へ反映させ、改善実施を組織的に行う体制を整備し、各授業の改善を図る。
- ③ 授業準備や授業運営に関して、教員間で情報を交換し、研鑽できる場（ファカルティラウンジ）の構築を検討する。
- ④ 各教員の教育力向上のため、全学的な公開授業、研修授業の方法について検討し、早急に実施する。

(6) 学生の受入れ

- ① ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにもとづき、合理的かつ有意なアドミッション・ポリシーを設定し、適切な入試制度について継続的

な検証を行う。

- ② 大学説明会、高校訪問など情報発信の機会を十全に活かし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの周知を図る。
- ③ 効果的な広報を行うために、担当部署を設置し、関連情報の蓄積を統括的に行う。
- ④ 入試関連情報の公表を進める。

(7) 大学院教育

- ① 高度な専門的知識をそなえた職業人養成に加えて、経済情報研究科・日本文学研究科においては次代を拓く研究者・指導者養成、美術研究科にあっては作家・デザイナーの養成を目指す。この二つの方向性を軸としたカリキュラムを実施し、その人材育成を目指す。
- ② 研究科のカリキュラムの特性に応じて、極めて優秀な学生については、在学1年での修士課程の最終試験（論文審査）の受験を可能とするか検討する。
- ③ 優秀な学部学生の在学3年での修士課程科目履修を可能とする制度について検討する。
- ④ 院生の学外における学会参加、口頭発表、学術雑誌への投稿、展覧会の開催などを奨励する。
- ⑤ 小規模校ならではの持ち味をいかし、それぞれの専門分野において活躍する卒業生・修了生との人的ネットワークを構築し、必要に応じてフィードバックを得たり、サポートを提供したりすることによって、教育研究の深化に結びつける。
- ⑥ 短期大学卒業生等の受験資格情報を周知し、大学院入学志願者の拡大を図る。
- ⑦ 海外の提携校からの研究生、大学院入学者の積極的受け入れを図る。
- ⑧ 社会人の積極的受け入れのための適切な広報、及び受け入れ体制について検討する。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究の活性化

- ① 国内外の学会・学術会議での発表、査読付き専門誌や学会誌への論文投稿、展覧会の開催等を通じて研究成果を公表することを奨励するため、適切な研究費の配分及び研究評価の仕組みを構築する。
- ② 共同研究、学内外の研究会・ワークショップ等を通じて研究水準の向上を図る。
- ③ 科学研究費補助金、各種助成金等への応募件数を積極的に増加させるとともに、採択率向上のために有意な対策を検討し、その目標の達成を目指す。

- ④ 地域のさまざまな課題についての研究を促進するため、地域研究の評価及び支援の仕組みを整備する。

(2) 研究の支援体制の整備

- ① 大学院生のティーチングアシスタント（TA）及びリサーチアシスタント（RA）制度導入を検討する。
- ② 教員の研究活動を支援する取組みとして、学外研修（海外留学を含む）制度、サバティカル制度等について検討し、実施可能なものから順次導入を図る。
- ③ 研究費の効果的な活用を促進するため、立替払いなど柔軟な支出形態を可能にするとともに、不正使用が起らないよう管理体制を整備する。
- ④ 各教員の研究機会の平等性を確保するため、授業担当や校務分掌を公平にするような体制を検討する。

(3) 研究成果の評価

- ① 各研究分野の実情に応じた、研究成果の適正かつ公平な評価システムについて検討し、導入する。
- ② 優れた研究成果をあげた教員に対しては、適正な評価による優遇措置等を整備し、研究の活性化を促す。
- ③ 教員の研究活動について定期的にその情報を収集する。また所属研究者の研究成果の発信に関しても、効果的な方法を検討し、実施する。

3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習の支援

- ① 新入生に対する基礎学力検査及びリメディアル教育を各学科において検討し、必要かつ可能なものから実施する。
- ② 他大学における学習支援体制（学習困難者への対応や基本的なアカデミックスキルの向上を可能とする組織的取組）について、情報収集を行い、検討・実施する。
- ③ 開講可能な曜日・時限の拡大について検討し、必要に応じて実施する。
- ④ 施設開放時間の延長について検討し、必要かつ可能なものは実施する。
- ⑤ 各学部・学科において、学生指導に有意な情報集約と学習支援システムの導入を検討し、可能な場合は実施する。
- ⑥ 学生と教員の連絡の取り方について、学内でガイドラインを定め、周知徹底を図る。
- ⑦ 進路選択（就職・進学準備等）に意欲的に取り組むことができるよう、キャリア開発委員会及びキャリアサポートセンターが一体となってチューター及びゼミ指導教員と協力して支援を行う。
- ⑧ 学生の社会的・職業的自立につながる就業力の育成を図るため、産業界と

の連携による実学的専門的教育を含む、キャリア教育を推進する。

- ⑨ 図書館機能（情報リテラシー支援、教育研究のサポート）の充実を図る。

(2) 学生生活の支援

- ① 学生が安定した学習・研究を持続できるよう、生活面での支援体制を充実する。そのために、チューター、ゼミ指導教員を中心とした相談窓口を複数設け、学生との交流機会を密にする。また、より手厚い支援を可能にするために、教職員間での連携体制を構築する。
- ② 学生がサークル活動やボランティア活動等に積極的に取り組むことができるよう必要な支援や施設環境整備を行う。
- ③ 定期健康診断の受診の徹底及び学生の心身の健康管理に関する相談を専門職員が日常的に行う体制を整備する。
- ④ 急を要する傷病やメンタルヘルス問題又はハラスメント等が生じた際の対応について、危機管理マニュアルを整備するとともに、学生に対しても初動対応の周知を図る。
- ⑤ 奨学金等の就学支援情報を効果的に周知するとともに、本学独自の就学支援を確立し、充実させる。

(3) キャリア形成の支援

- ① 卒業生の進路データベースを整備し、活用する。
- ② 就職、資格取得等を支援するため、課外授業等の支援体制を充実する。
- ③ 各学科の特性に応じた有効なキャリア教育を実施する。
- ④ 国家資格の取得や展覧会入選等の成果に対し、奨励金の給付制度を充実させる。
- ⑤ 企業への就職というかたちをとらない進路に関しても、支援充実とノウハウの蓄積を図るとともに、支援となるような取組を企画する。

第5 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域社会との連携・協働

- ① 地域総合センターの所期の目的を果たすに足る施設・設備・人員の配置を検討する。
- ② 大学の研究成果を積極的に公開し、地域社会、企業等のニーズへの対応を図るため、地域総合センター及び大学美術館等の機能を充実させる。
- ③ 地域の課題解決を促進する方策を検討するとともに地域振興に向けて、市内諸団体等の取組を支援する。
- ④ 学生の社会参加及び地域、企業等との相互交流を促進し、視野拡大を図り、学生ベンチャーを支援する体制を充実させる。

- ⑤ 尾道市域の教育機関との連携を強化する。
- ⑥ 知的資源の社会還元がより有効に実現されるよう、人材ネットワーク、知的財産の発掘・活用を図る。

(2) 地域での人材育成と学習機会の提供

- ① 生涯学習へのニーズに応えた、公開講座のあり方について検討した上で、改善の余地があるものは改善する。
- ② 大学が持つ知的資源の公開を進め、地域コミュニティの育成と事業化推進活動の拠点となりうるサテライトキャンパスを設置する。
- ③ 地域コミュニティの充実のため商品開発、地域活性化企画等を充実させ、産学官協働の体制を整える。
- ④ 専門的能力を有する卒業生・修了生が市内小学校において授業の一部を担当するなど、市立大学としての特色あるプログラムを立ち上げ、地域との交流を促進するとともに、地域での人材の循環・活用に寄与する。
- ⑤ 市民が美術に触れる機会を増やし、美術への理解をいっそう深めてもらうため、大学美術館における教育普及活動（ワークショップ、ギャラリートーク、講演等）の充実を図るとともに、効果的な広報活動を行う。

2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 国際交流の促進

- ① 交流協定締結大学との連携を深めるとともに、教職員及び学生の相互交流を促進する。
- ② 交流協定締結大学間の関係充実と拡大を図る。
- ③ 留学生を対象とした、日本語教育、生活支援等を充実させる。

(2) 体制の整備等

- ① 国外の大学・研究機関等との本学教職員の相互派遣に応えられる制度、体制を整備する。
- ② 国際交流センターが中心となり、教職員及び留学生の受け入れ、送り出しの体制を整える。
- ③ 学生によるサポート制度や相談窓口の設置、学業成績が優秀な留学生に対する特待制度など、留学生支援を充実させるための方策について調査検討する。

第6 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 迅速な意思決定

- ① 学内のコンセンサスの確保を図りつつ、理事長を中心に、理事会、経営審議会及び教育研究審議会の明確な役割分担を行い、大学の機能的な運営を図る。

- ② 大学の理念・目標に即して、教育研究上の重点分野における人材確保の体制を整備する。
- ③ 全学的、中長期的な視点に立ち、大学の理念・目標及び教育研究上の重点分野に留意しつつ、教育研究の実績を踏まえて予算及び人員の配分を行う。

(2) 教育研究組織の見直し

- ① 各学部・学科で、当該分野の教育研究の現状や動向、さらには課題を把握し、定期的に学科会議等で検討する。
- ② 大学全体としての長期的な展望を構成員間で共有し、議論できる環境を構築する。

(3) 業績評価制度の構築

- ① 教育、研究、その他の校務、地域貢献などの観点から、偏りのない業績評価を行えるような評価制度を構築し、評価を実施する。
- ② 人事評価の結果を処遇等に適正に反映させる運用体制を検討する。

(4) 柔軟な人事制度の構築

- ① 教員が外部(海外を含む)の研究機関、行政機関、企業等において研究、指導等に従事することを可能とする柔軟な人事システムを導入し、外部の研究機関、行政機関、企業等との積極的な連携を推進する。
- ② 特任・客員を含む教員・研究員の多様な雇用形態の導入、定年制の弾力的運用、再任用制度の導入等について検討する。
- ③ 柔軟で多様な雇用形態・勤務体制に対応する給与の在り方について継続的に検討を行う。

第7 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金等の獲得

- ① 産学官の連携を推進するとともに、外部資金情報の収集・集約を行い、外部研究資金の増額に努める。
- ② 受託研究、受託事業、指定寄付等への対応のためのルールを整備する。
- ③ 大学に対する支援者の拡大を図り、寄附金の獲得に努める。
- ④ 学生納付金について、社会情勢等も見定めつつ適切な金額を随時検討する。
- ⑤ 科学研究費補助金や各種助成金等への申請を奨励する。

(2) 事務処理の効率化

- ① 事務局組織の機能の向上と効率化の観点に立って、定期的に点検を実施し、必要に応じ見直しを行う。
- ② 事務処理の見直し、業務マニュアルの作成、情報の共有化等により、事務処理の効率化・合理化を図る。
- ③ 情報処理研究センターの全学情報化計画に基づき、学内ポータルサイトの

設置により、事務処理システムの効率化を図る。

- ④ 各学部・学科の個別事務に関する業務の整理と担当体制を整える。

(3) 経費の抑制

- ① インターネット発注、複数業務の一括契約、複数年契約等、契約方法の見直しを図ることにより経費の節減を図る。
- ② 事務のICT化の推進、光熱水費等の節減の徹底により、環境に配慮すると共に経費の節減を図る。

第8 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・評価の実施

- ① 自己点検・自己評価に基づき改善方策を探り、改善を推進する体制を整備し、評価結果を大学運営の改善に結びつける。
- ② 自己点検・自己評価の結果については、部局ごとに問題点の改善策の実行に努め、次の自己点検・評価に反映させる。

(2) 情報公開の推進

- ① 学内情報の公開に関する基本方針を定め、実施体制を整備する。
- ② 大学が広くその知的財産としての情報を公開し説明責任を果たす観点から、また特に提供するサービスを直接の利用者に周知するために、ホームページ等で定期的に情報提供をする。
- ③ 自己点検・自己評価、財務諸表など大学運営全般について、ホームページ上で情報開示を行う。

第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設・設備の整備と維持管理

- ① 長期的な視野に基づいたキャンパス整備計画をたて、資金確保の問題も含め、実現に向けて不断の努力を行うとともに、施設設備の利用状況を定期的に調査・点検し、有効活用の施策を検討する。
- ② 施設設備の維持管理及び高額機器の購入については、長期的な計画を策定し、効率的に実施し、併せてユニバーサルデザインに配慮する。

(2) 安全管理体制の整備

- ① 関係法令等を踏まえ、全学的な安全衛生管理体制を整えとともに、安全衛生環境の充実に努める。
- ② 各種リスク管理マニュアルを整備し、構成員全員に周知する。
- ③ キャンパス内の防災のための計画的整備を図るとともに、災害等における危機管理体制を整備し、防災訓練等を充実する。

(3) 情報管理体制の整備

- ① 情報セキュリティポリシーを策定し、責任体制を明確にする。
- ② 教員、事務職員及び学生に対する情報セキュリティ教育を徹底する。
- ③ 情報処理研究センターの全学情報化計画に基づき、パソコン室や管理棟に、ＩＣカードによるセキュリティ・システムを導入して、情報管理を徹底する。

(4) 法令遵守の推進

- ① 業務が適正に処理されているか内部監査を実施し、業務運営の現状を明らかにするなかで、業務の改善を図る。
- ② 法令違反を未然に防止するための体制整備、規程等の策定・見直し、研修等を一層強化する。

第１０ 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算（平成２４年度から平成２９年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	2, 2 0 3
補助金収入	0
学生等納付金収入	5, 3 4 7
雑収入	8 3
受託研究等収入	0
寄附金収入	0
短期借入金収入	0
施設等整備費補助金収入	2, 0 4 9
計	9, 6 8 2
支出	
一般管理費	8 1 4
人件費	5, 2 5 8
教育研究経費	1, 5 6 1
受託研究等経費	0
寄附金研究費	0
補助金事業経費	0
施設等整備費	2, 0 4 9
計	9, 6 8 2

(2) 収支計画（平成24年度から平成29年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	7, 6 3 9
経常費用	7, 6 3 9
業務費	6, 1 9 1
教育研究経費	9 2 6
科学研究費補助金経費	7
人件費	5, 2 5 8
一般管理費	7 9 5
財務費用	1 4
減価償却費	6 3 9
臨時損失	0
収入の部	7, 6 3 9
経常収益	7, 6 3 9
運営費交付金収益	2, 2 0 2
学生等納付金収益	5, 3 4 7
受託研究等収益	0
寄附金収益	0
科学研究費補助金収益	7
雑益	7 6
資産見返負債戻入	7
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	6
臨時利益	0
純損益	0

注 収支計画と予算及び資金計画との額の違いは、施設等整備費及び減価償却費に係るものである。

(3) 資金計画（平成24年度から平成29年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	9, 6 8 2
業務活動による支出	6, 9 3 7

投資活動による支出	2, 0 4 9
財務活動による支出	6 9 6
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	9, 6 8 2
業務活動による収入	7, 6 3 3
運営費交付金収入	2, 2 0 3
学生等納付金収入	5, 3 4 7
寄付金収入	0
雑収入	8 3
投資活動による収入	2, 0 4 9
財務活動による収入	0

第 1 1 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

1 億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第 1 2 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第 1 3 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

第 1 4 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の処分に関する計画

なし

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

< 参考 >

1 第3回評価委員会での指摘事項による変更点

第3回尾道市公立大学法人評価委員会（平成24年1月10日開催）での指摘事項のうち、次の2点の変更を行った。

第4 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育の質の向上に関する目標

(3) 専門的知識と能力を身につけ、社会に貢献できる人材の育成

各学部の理念と特色を活かした専門教育により、確かな基礎学力の上に高度な専門的知識と能力を身につけ、社会に貢献できる人材を育成する。

中 期 計 画

- ② 習得すべき専門知識や能力について、学生がより具体的にイメージを思い描けるよう、各学部・学科・コースのディプロマ・ポリシーをさらに専門分野別に具体化させ、学生に周知する。

評価委員会の指摘事項

コースのディプロマ・ポリシーを「さらに専門分野別に」具体化させると、細かくなりすぎるので、その部分は削除してはどうか。



指摘事項への対応

上記の下線部を削除し、次のとおりとする。

- 習得すべき専門知識や能力について、学生がより具体的にイメージを思い描けるよう、各学部・学科・コースのディプロマ・ポリシーを具体化させ、学生に周知する。

(4) 学習効果向上のための環境整備

学生の学習効果を高めるため、授業内容や授業方法の改善を図るとともに、全学情報化に向けた情報インフラの整備や、教育施設等の整備を進める。さらに、学生が自主的かつ主体的に学習に取り組むことができるように、学習環境や学習支援体制を整備する。

中 期 計 画

- ⑤ 各学部の特性に応じ、かつ客観性のある成績評価のために、経済情報学部ではG P A制の活用を進め、芸術文化学部では学生の成績とポートフォリオに基づく面接等をいっそう充実させる。それにより厳密な成績評価につなげるとともに、学習効果の向上を図る。

評価委員会の指摘事項

「成績」は、「成績を充実させる」になるか、「成績に基づく面接等」になるかが不明確なので、表現を再検討してはどうか。



指摘事項への対応

次のとおり下線部を変更する。

- ③ 各学部の特性に応じ、かつ客観性のある成績評価のために、経済情報学部ではG P A制の活用を進め、芸術文化学部ではポートフォリオと成績に基づく面接等をいっそう充実させる。それにより厳密な成績評価につなげるとともに、学習効果の向上を図る。

2 法人による変更点

公立大学法人尾道市公立大学において中期計画の見直しを行った結果、次の3点の変更を行った。

第4 教育研究等の質の向上に関する目標

3 学生への支援に関する目標

(1) 学習の支援

履修指導、学習支援、進路相談等を適切に行い、学生の進路や達成目標に沿った履修が十分に行える環境づくりを行う。

中 期 計 画
⑦ 進路選択（就職・進学準備等）に意欲的に取り組むことができるよう、キャリア開発委員会及び <u>進路支援センター</u> が一体となってチューター及びゼミ指導教員と協力して支援を行う。

中 期 計 画（変更後）
組織の名称変更に伴い、次のとおり下線部を変更する。
⑦ 進路選択（就職・進学準備等）に意欲的に取り組むことができるよう、キャリア開発委員会及び <u>キャリアサポートセンター</u> が一体となってチューター及びゼミ指導教員と協力して支援を行う。

(3) キャリア形成の支援

就職、大学院進学、国家資格取得等、学生のキャリア形成に対する支援体制の充実を図る。

中 期 計 画
① 就職情報・大学院情報のデータベース化等により、個人情報の取り扱いに注意を払いながら、きめの細かい就職・進学情報の提供を行う。
② 卒業生の進路データベースを整備し、活用する。

中 期 計 画（変更後）
①と②が類似することから、①を削除し、以下を繰り上げる。
<u>①</u> 卒業生の進路データベースを整備し、活用する。

第9 その他業務運営に関する重要目標

(3) 情報管理体制の整備

情報セキュリティポリシーに基づく運用体制により、情報セキュリティを充実・強化する。

中 期 計 画
③ 情報処理研究センターの全学情報化計画に基づき、パソコン室や管理棟 <u>(C棟)</u> に、I Cカードによるセキュリティ・システムを導入して、情報管理を徹底する。



中 期 計 画 (変更後)
対象が限定されるため、上記の下線部を削除し、次のとおりとする。
③ 情報処理研究センターの全学情報化計画に基づき、パソコン室や管理棟に、I Cカードによるセキュリティ・システムを導入して、情報管理を徹底する。